

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				平成	29	年度
事業番号	136	事業名	生活相談員設置費			
担当課	中央人権啓発センター	担当係	人権啓発係			
総合計画に最も関連ある施策	施策	1	住民が主役のまちづくり	連絡先	0858-84-3496	
	施策体系	2	人権尊重のまちづくり	事業区分	□新規 ■継続	
	主な事業	人権教育の推進				
予算区分	款	3	民生費	事業実施主体	■八頭町	
	項	1	社会福祉費		□その他	
	目	2	人権啓発センター費	計画期間	開始	—
	事業	136	生活相談員設置費		終了	—

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 八頭町民					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 同和問題をはじめとする生活上の諸問題・人権問題の相談に対応していくため。					
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載。 訪問相談、電話相談をはじめ移動隣保館事業などでの相談対応					
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 福祉の向上と同和問題の解決の為、生活相談員を設置し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題や生活相談に対応していく。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題が解決し、安定した生活が送れるようになること					
根拠法令等	1. 4	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	社会福祉法(第2条第3項)、平成14年8月29日事務次官通知、八頭町生活相談員設置要綱

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし			
	A	件	人権等の生活相談			
	B					
	C					
	D					
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし			
	A	件	人権等の生活相談			
	B					
	C					
	D					

4 コスト

区分	単位	26年度	27年度	28年度		29年度		30年度	
		実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標	
活動指標	A	761	503	550	642	550	374	550	
	B								
	C								
	D								
成果指標	A	761	503	550	642	550	374	550	
	B								
	C								
	D								
トータルコスト	千円	14,070	14,090	9,285	9,270	7,685	7,332	7,819	
担当職員数	人	1.0	1.0	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	
職員人件費	千円	8,000	8,000	3,200	3,200	1,600	1,600	1,600	
事業費	千円	6,070	6,090	6,085	6,070	6,085	5,732	6,219	
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円	3,035	3,045	3,042	3,034	3,042	2,866	3,109
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円							
	一般財源(単町費)	千円	3,035	3,045	3,043	3,036	3,043	2,866	3,110

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 29 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)
	町民への幅広い相談内容に対応していくため、職員の資質向上を図る研修会などへ積極的に参加していく。
	成果(具体的に)
	相談内容を解決していくためのケース会議の実施など専門機関と協力し、問題の解決につなげることができた。

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	人権問題をはじめとする生活上の諸問題等の相談に対応するため、専門相談員の設置は必要である。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	同和問題の解決は行政の責務であるとともに、あらゆる人権問題の早期解決は住民福祉の向上に寄与するものであるため、町が行うべき重要な施策である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	様々な相談・問題に対応するため、専門的な知識を習得するための研修会にも積極的に参加し、相談員としての資質向上を図るよう努めている。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	人権問題が多様化し、住民のニーズに幅広く対応しなければならない現在、緊急性は比較的高いと思われる。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	生活相談等の内容も多様化しているため、今後も地域福祉事務所等と連携して取り組んでいかなければならない。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
2	1、拡充する	80点以上	79	あらゆる人権問題の早期解決は、町民の住民福祉の向上に寄与するものであり、町としても重要な施策である。町民に身近な専門相談員を配置することにより、様々な問題解決を図っていく必要がある。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	2	
	4、見直しの上縮小する	40～49点		
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	本事業においては、地域住民の生活の改善向上と福祉の増進を図るため、同和地区住民及びその周辺地域の住民の生活上の相談に応じ、必要な助言、指導を行う生活相談員の設置を行っている。生活相談員が地域住民にとって身近な存在としてその果たすべき役割は重要であると考え。活動・成果指標を見るに、相談件数は平成27年度に減少、平成28年度に増加、平成29年度には減少に転じており、地域住民の生活上の問題・不安等は一見減っているように見受けられるが、相談に至らない潜在的な問題・不安等もあると思われ、単純に「相談件数が減少すれば良い」というものでもないと考え。地域住民により身近な相談員として、引き続き地域住民の生活状態等の情報把握に努め、関係機関との連携を密にしながら親切・丁寧な対応を行っていただきたい。また、近年、人権問題の内容・形態等が多様化している傾向にもあるため、さらなる情報収集や知識習得に努めていただき、専門相談員としてのさらなる資質の向上に努めていただきたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 少子高齢化が進むなか一人暮らしの高齢者等も増えてきており、身近な家族・知人等に相談したくても相談しにくい状況にあるため、一人ひとりの悩みや思いをいかに的確に捉え、相談に対応していくかが課題として挙げられる。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか 様々な相談・問題に対応するため、専門的な知識を習得するための研修会にも積極的に参加し、相談員としての資質向上を図る。